『土地原簿閲覧について』

■土地原簿閲覧とは

土地原簿閲覧は、組合員の皆様が所有または耕作している土地の所在地、地目、地積、賦課種目が適正かどうかを確認していただくために行います。

■閲覧期間

米沢平野土地改良区事務所の開庁時間

午前８時３０分から午後５時（土日祝日を除く）

■閲覧場所

米沢平野土地改良区事務所

■閲覧できる事項

土地原簿（名寄）：所在地、地目、地積、賦課種目

■料金

無料（公印で証明する場合は手数料４４０円がかかります）

■閲覧できる方と必要なもの

「閲覧できる方」	「必要なもの」
組合員本人	申請書※１、身分証明書※２
組合員の家族	申請書、身分証明書、委任状※３
代理人	申請書、身分証明書、委任状

※１申請書：米沢平野土地改良区窓口に備え付けております。また、米沢平野土地改良区ホームページよりダウンロードできます。

※２身分証明書：運転免許証、健康保険証、パスポート等の本人確認できるもの

※３委任状：申請書とセットになった一枚の用紙になっています。

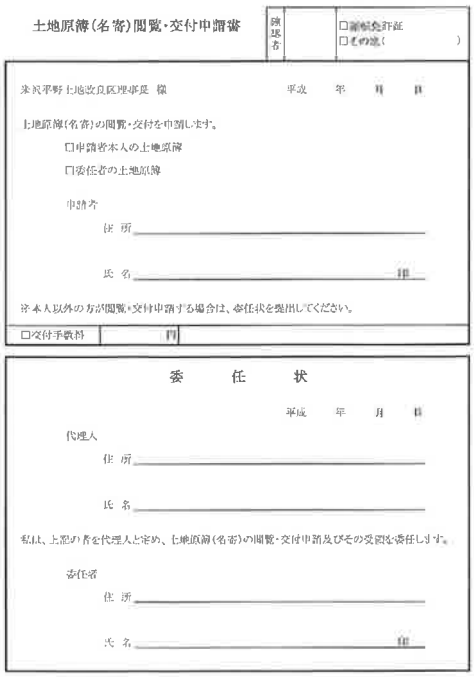

土地原簿（名寄）閲覧・交付申請書

提示者　□運転免許証　□その他（　　）

米沢平野土地改良区理事長　様　　平成　年　月　日

土地原簿（名寄）の閲覧・交付を申請します。

□申請者本人の土地原簿

□委任者の土地原簿

申請者

住所

氏名　　印

※本人以外の方が閲覧・交付申請する場合は、委任状を提出してください。

□交付手数料　　円

委任状

平成　年　月　日

代理人

住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、土地原簿（名寄）の閲覧・交付申請及びその受領を委任します。

委任者

住所

氏名　　印